

① 物価高騰対策臨時定額給付金(救済措置)のお知らせ

町では、物価高騰の影響を受ける住民生活を下支えするため、令和7年度に食料品の物価高騰対策として全住民を対象とした給付を実施しました。その救済措置として、令和8年1月2日から3月31日までに黒潮町に住民記録をした方を対象に追加の給付を行うこととしました。

◆**給付対象者** 令和8年1月2日から3月31日までに黒潮町に住民記録をした方(転入、出生など)
※令和8年4月14日までに住民票の届け出をされた方が対象となります。

※令和7年度物価高騰対策臨時定額給付金の受給対象者は対象外です。

◆**受給権者** 世帯主

◆**給付額** 給付対象者1人につき2万円 ※給付を受けられる方の一時所得になります。

◆**申請方法** 「申請書」を送付していますので、内容をご確認、必要事項をご記入の上、担当窓口まで提出してください。

◆**申請期限** 6月30日(火)必着 ※期限を過ぎての受付はできませんので、ご注意ください。

◆**給付方法** 申請書を受け付け、書類を確認後、申請者の口座へ随時振り込みます。

◆**提出先** 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ※本庁住民課住基戸籍係でも受付可能です。

配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援

今回の給付金対象の方の内、配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により令和8年3月31日以前に今お住まいの市区町村に住民票を移すことができなかった方は、所定の手続きをしていただくと、次の措置が受けられます。

◆措置の内容

世帯主でなくとも、同伴者の分も含めて申請書を提出いただくことで、給付金を受け取ることができます。手続きを行った方とその同伴者分の給付金は、世帯主(配偶者など)には支給しません。

◆手続きの方法

該当する方は、担当窓口にご連絡のうえ、措置を受けたい旨を申し出ください。「物価高騰対策臨時定額給付金に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」などの書類を現在お住まいの住所にお送りしますので、必要事項を記入し、次のいずれかの書類を添えて給付金担当窓口へ提出してください。

◆添付書類 ※必須

- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターなどが発行する証明書
- 保護命令決定書の謄本または正本

※同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。証明書がない場合は、措置の対象外となります。

◆申出期限 5月13日(水) 午後5時まで

※申出期限を過ぎた場合は、世帯主に支給されますのでご注意ください。

給付金を装った詐欺にご注意ください

- ATM(現金自動預払機)の操作、手数料の振り込みをお願いすることは、絶対にありません。
- 世帯構成、個人番号、口座の暗証番号などの個人情報を電話やメールでお問合せすることは、絶対にありません。
- 政府機関や自治体などを装った偽サイトにもご注意ください。

○お問い合わせ

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112

